

株式交付に関する事後開示書類

(会社法第 816 条の 10 第 2 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

楽天銀行株式会社

2026 年 10 月 1 日

株式交付に係る事後開示事項

東京都港区港南二丁目 16 番 5 号

楽天銀行株式会社

代表取締役社長 東林 知隆

楽天銀行株式会社（以下「当行」といいます。）は、2026 年 5 月 20 日付で作成した株式交付計画書に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当行を株式交付親会社、楽天カード株式会社（以下「楽天カード」といいます。）及び楽天証券ホールディングス株式会社（以下「楽天証券 HD」といい、楽天カード、楽天証券 HD の 2 社を総称して「本株式交付子会社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。本株式交付に関する会社法第 816 条の 10 第 2 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第 213 条の 9 第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 2 号）

（1）会社法第 816 条の 5 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2）会社法第 816 条の 6 及び第 816 条の 8 の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第 816 条の 6）

当行は、会社法第 816 条の 6 第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2026 年 9 月 10 日付で、当行の株主に対して、本株式交付を

する旨並びに株式交付子会社である楽天カード及び楽天証券 HD の商号及び住所を電子公告にて公告しましたが、同条第 1 項に従って、当行に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii. 債権者の異議（会社法第 816 条の 8）

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

楽天カード普通株式：84,128 株

楽天証券 HD 普通株式：399,044,000 株

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- ・ 当行は、株式交付子会社である楽天カードの株式の譲渡人である楽天グループ株式会社及び株式会社みずほ銀行との間で、本株式交付に関して、2026 年 6 月 10 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡契約を締結いたしました。
- ・ 当行は、株式交付子会社である楽天証券 HD の株式の譲渡人である楽天グループ株式会社との間で、本株式交付に関して、2026 年 6 月 10 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡契約を締結いたしました。

以上